

代表者
山本

行政視察報告書

令和6年10月31日

会派代表者様

呉市議会議員

山本 良二

呉市議会議員

光宗 等

呉市議会議員

中原 明夫

次のとおり行政視察したので報告します。

1. 視察期日

令和6年10月8日（火）、9日（水）、10日（木）

2. 調査項目

鹿児島県 鹿児島市 「南部清掃工場運営事業」について

鹿児島県 指宿市 「スポーツコミッションいぶすき」について

鹿児島県 薩摩川内市「遊休公共施設の利活用」について

3. 参加議員

山本 良二議員、光宗 等議員、中原 明夫議員

鹿児島県 鹿児島市

■調査項目

「南部清掃工場運営事業」について

・調査対応者

鹿児島市環境局資源循環部南部清掃工場 場長 玉利 勉
鹿児島市環境局資源循環部南部清掃工場 主幹 柳田 博宣

・調査期日

令和6年10月8日（火）午後2時～午後4時

・鹿児島市の概要【令和6年8月末現在】

人口：583,654人
世帯数：286,011世帯

・調査目的

呉市においては、現ごみ処理施設供用開始から21年が経過し当該施設の老朽化への対応として、令和5年3月に呉市次期ごみ処理施設を整備する計画を策定した。

令和12年度に本施設の稼働を予定している。

鹿児島市においては経年的な老朽化が進んでいた南部清掃工場を、生ごみ等からバイオガスを発生させる施設と併せて整備し、令和3年から稼働しており、呉市の計画のあり方を検討する。

・調査内容

【鹿児島市からの説明】

資源循環型社会及び脱炭素社会の構築を推進するため、経年的な老化が進んでいた南部工場を、生ごみからバイオガスを発生させる施設を併せて一体整備した。また、最新整備の導入により、ごみの安定的かつ適正な処理と、エネルギー源としての廃棄物の有効利用をさらに推進する事業にした。

〈全体計画〉

平成 26年度 南部清掃工場整備本計画策定
27年度 基本設計、事業手法選定調査、生活環境影響調査等実施
28年度 事業者選定支援業務（要求水準書作成等）
29～令和3年度 建設工事、設計施工監理
令和 3年度～23年度 稼働、運営

〈施設規模〉

ごみ焼却施設：220t/日（110t/×2炉）
バイオガス施設：60t/日（30t/2基）

〈事業方式〉

DBO方式（公共が資金調達し、設計・建設・維持管理・運営までを一括契約し、民

間を活用する公設民営方式) ※呉市の計画と同じ方式
契約の事業者 → 川崎重工業グループ

〈施設の特徴〉

○資源循環型社会, 脱炭素社会の推進に寄与

資源循環型社会, 脱炭素社会の推進に寄与する施設とする。

○安全で安定した処理システム

高度な燃焼制御と排ガス再循環システムの導入, ろ過式集しん器の設置等により公害防止基準を順守。

最先端技術を導入したストーカ式焼却炉と乾式メタン発酵方式の採用により, 安定した稼働を継続。

耐震性と施設で起動可能な非常用発電機等を備えた災害に強い施設とする。

○高効率発電システムの採用

ごみの焼却で発生した熱エネルギーをボイラーで蒸気として回収し, 蒸気タービンにて発電。発電した電力で施設の使用電力を賄い, 余剰電力は電気事業者へ売却。

○バイオメタンガスの都市ガス原料化

メタン発酵により, ごみを原料としたバイオガスを発生。

バイオガス精製設備でメタンガスを回収し, 都市ガス業者へ売却。

バイオガス・発電システム導入のメリット

- ・バイオカス施設で生ごみ等を都市ガスの原料として資源化することによって自然環境への負荷を低減するとともに, エネルギーの地産地消が図られる。
- ・高効率発電や都市ガスの原料供給によって運営費の提言が図られる。
- ・運営における20年3カ月間の歳出の平準化が図られる。
- ・運営経費については旧工場と比較して, 62, 712千円の支出増となるものの, 売電, 売ガスの収入により, 一般財源は171, 485千円の支出減となる見込み。

【質疑応答】

(質問) 鹿児島市においては, DBO方式(公設民営)を選択されましたが, この方式のメリットとデメリットをどのように捉えているのか。また, 維持管理期間の設定理由について伺いたい。

(回答) DBO方式は(公設民営)は, 設計・建設から維持管理・運営までを一括発注することにより, 運営における約20年間の歳出の平準化や民間事業者による効率的な管理運営がなされるメリットがあります。

【呉市での展開の可能性】

呉市では令和5年3月に呉市次期ごみ処理施設を整備する計画を策定し, 令和12年度に施設の稼働が予定されている。鹿児島市においては一足先にDBO方式で運営されており, この方式のメリットやデメリットについて参考になるものである。また, 自然環境への負荷低減やエネルギーの地産地消の取り組みについても積極的に取り入れるべきであると考えている。

鹿児島県 指宿市

■調査項目

「スポーツコミッションいぶすきについて」

・調査対応者

産業振興部スポーツ振興課 課長 竹山 修一

産業振興部スポーツ振興課施設管理係 主幹 岩本 隆哲

産業振興部スポーツ振興課スポーツ振興係 主幹 坂元 智博

産業振興部スポーツ振興課スポーツ振興係 プロジェクトマネージャー 鈴木 大樹

・調査期日

令和6年10月9日（水）午後1時～午後3時

・指宿市の概要【令和6年10月1日現在】

人 口：36,490 人

世帯数：17,264 世帯

・調査目的

呉市においてはミットヨスポーツパークの売却により、各施設の移転計画が示されているところである。指宿市においては官民一体となったスポコミと連携し、市及び周辺地域にある地域資源を最大限活用したスポーツ合宿等の誘致から受入までを一元的に行うことにより、スポーツ交流・関係人口の拡大などに取り組んでおり、呉市でのスポーツ振興の在り方の参考にしたい。

・調査内容

【指宿市からの説明】

平成28年12月に策定した「市サッカー・多目的グラウンド整備事業・基本構想の中で、「新設されるサッカーグラウンド、多目的グラウンドが多くの方々に利用頂くには、合宿・大会の誘致、スポーツを通じた交流促進等による地域活性化、利用者ニーズに対応するワンストップ窓口機能、スポーツコミッションの役割を担う組織が必用である」と明記された。

平成29年12月には「市版まち・ひと・しごと創生総合戦略」に新たな施策として「スポーツ大会・合宿等の誘致促進」が追加された。令和2年4月には市内関係団体と「スポーツコミッション」組織の研究・協議を重ねた結果、官民一体となった「スポーツコミッションいぶすき」が設立され、令和4年4月には、地域スポーツ施設とスポーツ合宿や大会誘致を促進し、交流人口の更なる拡大を図るため、「スポーツ振興課」を教育委員会から市長部局の産業振興部に移管し、これまで以上の機動的な組織整備を行った。

〈イベント誘致の実績〉

いぶすきフットボールパーク（サッカー・デフサッカー）

指宿総合体育館（バトミントン・男子プロバスケットボール）

指宿市営陸上競技場（陸上・NHK 夏季巡回ラジオ体操会）

新川床マリン球場（中学硬式野球・社会人硬式野球）

開聞総合グラウンド（実業団女子ソフトボール）
ふれあいプラザなのはな館（グラウンドゴルフ）

〈誘致による交流人口の目標（KPI 数値）〉

令和6年度までに市外からの受入合宿延べ人数を 16,000 人
（平成28年度実績：10,703 人）

市外からのスポーツ大会（100 人以上）の受入人数 63,000 人
（平成28年度実績：42,065 人）

【質疑応答】

（質問）平時におけるグラウンドの利用状況について伺いたい。

（回答）平日等については、ほぼ毎日、練習などに使用されています。また、休日については大会やイベント、試合等にも使用されています。

【呉市での展開の可能性】

呉市総合スポーツセンター（ミットヨスポーツパーク）の売却に伴い、多目的グラウンドや野球場等の各施設の移転計画が示されている。

指宿市では、地域スポーツ施設とスポーツ合宿や大会誘致を促進し、交流人口の拡大を図るため、「スポーツ振興課」を教育委員会から市長部局の産業振興部に移管し、これまで以上の機動的な組織整備を行い、交流人口の増加を目指している。呉市においては各施設を移転及び刷新するのみにとどまらず、指宿市のように交流人口増加を図ることを目標にした、新たな組織づくりを行うことを検討すべきではと思う。

鹿児島県 薩摩川内市

■調査項目

「遊休公共施設の利活用について」

・調査対応者

行政管理部財産マネジメント課 課長 村田 真一郎

行政管理部財産マネジメント課 課長代理 稲森 直樹

・調査期日

令和6年10月10日（水）午後1時～午後2時30分

・指宿市の概要〔令和2年国勢調査〕

人口：92,403人

世帯数：40,842世帯

・調査目的

呉市においては、複数の小中学校跡地等の遊休公共施設を有している。これまで7施設については売却しているが、現在9跡地を対象に有効活用を図るべく、サウンディング型市場調査が行われているところである。薩摩川内市においては平成28年4月に遊休公共施設等活用促進条例を制定している。利用促進策として補助金等の制度が確立されており、現在、物流倉庫事業やワイナリー事業等、7事業者が跡地を利用し事業を行っており、呉市の遊休施設の在り方の参考にしたい。

・調査内容

【薩摩川内市からの説明】

薩摩川内市が平成16年に1市4町4村による合併を行いました。合併後17年が経過し、今後厳しい見通しの財政状況を踏まえて平成25年2月に「公有財産活用基本方針に基づく財産仕分け・活用方針」を策定し、維持管理経費削減に取り組んできたところです。閉校跡地については27存在しているが、現在、7事業者が跡地を利用し、4跡地については公的な活用を行っています。現在、3事業者が開業の準備を進めているところです。

〈閉校跡地の利用実態〉

○公的なもの

エネルギー施設・消防団車庫

ボーイスカウトの活動拠点施設

幼稚園・保育所

○民間活用

外国人技能実習研修施設事業

スポーツ施設事業

ワイナリー事業

スポーツ拠点施設事業

胡蝶蘭栽培事業

〈閉校跡地利用活用のための制度〉

遊休公共施設等利活用促進条例 ※平成28年4月制定

遊休公共施設の活用を推進するため、制度策定

① 土地、建物の減額譲渡・・・評価額の1/10に減額

② 土地、建物の減額貸付及び10年後の無償譲渡

貸付料を評価額の1/4/100に減額

平成29年4月から制度の追加

遊休公共施設等利活用促進条例の改正 ※平成29年4月改定

閉校跡地の利活用をさらに推進するために

③ 施設改修費補助金 上限1千万円

④ 利活用促進補助金 上限200万円×5年間

⑤ 増築等助成金の交付 1閉校跡地につき、上限1億円（補助率1/2）

⑥ 固定資産税の課税免除（3年間） 土地、建物、償却資産

※制度活用のための要件・条件あり

【質疑応答】

（質問）制度活用のための要件・条件があればお聞かせ下さい。

（回答）あらたに又は移設して事業を行うこと。新たに1名以上の正規社員を採用すること等の条件があります。

【呉市での展開の可能性】

薩摩川内市においては、跡地利用活用のための補助制度を充実させ、7件の事業者が活用しており、何とか遊休公共施設を有効活用したいとの方針であることが見て取れる。呉市においては現在、私有財産サウンディング型市場調査を行っているところであるが、活用が見込めない施設については、利用者が魅力的であると思える補助制度等を構築することにより跡地活用促進に繋がることを期待できると考える。